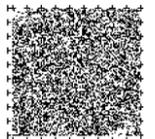


第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組を更に強化していくことが求められています。

国においては、「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」により健康寿命^{※1}の延伸、生活習慣病の発症予防などの方向性を示して、健康増進の推進を図ることを目的としています。また、「第4次食育推進基本計画」において、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえた取組の推進を行っています。

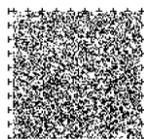
調布市では、調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）に基づき取組を進めてきました。

健康づくりに関しては、国の「健康日本21」の取組を国や東京都と一体となって身近な地域からも推進するため、平成16年度に「調布市民健康づくりプラン」（平成17年度～平成24年度）を策定し、市民の生活習慣病対策として一次予防を念頭に置いた取組を推進してきました。2回の改定を経て、調布市民健康づくりプラン（第3次）では、第2次プランの「健康づくり 始める 続ける 楽しんで」という理念を引き継ぎ、より市民が主体的に行動できることを念頭に置き、更なる健康を培っていく地域づくりに向け、「①健康を培う生活習慣」「②こころの健康」「③家族や地域の人を、育む力」の健康づくり3分野を設定し、健康づくりを推進してきました。

また、食育に関しては、国の「食育推進基本計画」に食育に関する施策についての基本的な方針等が提示されたことを受け、平成20年度に「調布市食育推進基本計画」（平成21年度～平成24年度）を策定し、調布市における食育の基本理念を定め食育の取組を推進してきました。2回の改定を経て、調布市食育推進基本計画（第3次）では、国や東京都の食育推進計画の内容を踏まえて、市民一人一人がより主体的に「食育」を実践できるよう取組を進めてきました。食育を推進していくために、調理体験や栄養のバランスなどに関する「技」や食べ物に感謝する「心」、おいしく、安全に食べる「体」、更にそれを支える地域のつながりである「土台」を育むことを目指して取り組んできました。

平成30年3月に策定した調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）は、令和5年度に計画期間の終了を迎えます。

この間、令和2年当初に新型コロナウイルス感染症による社会的影響が出始め、国は令和2年4月7日に第1回目の緊急事態宣言を発出し、合計4回の緊急事態宣言と2回のまん延防止等重点措置を経て、令和5年5月8日に感染症法^{※2}上の位置づけが2類相当から5類に変更しました。第3次計画期間は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国や東京都の指針に沿って外出自粛等、市民生活が厳しく制限される中、市が行う健（検）診や健康教育を縮小、一部中止する一方で、新型コロナウイルス感染症対策を優先的に行いました。また、国においては、自治体と保険者による一体的な健康づくり施策を実施するため医療費適正化計画等の期間と健康日本21（第三次）の計画期間を一致させることを目的として、健康日本21（第二次）を1年間延長しました。調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）の推進が停滞したことで、国の対応を考慮し、計画



期間を1年間延長して令和5年度までの6年間へと変更し取り組みました。

調布市みんなの健康・食育プラン(第4次)は、近年の社会環境の変化や国や東京都の動向、及び「調布市民の健康づくりに関する意識調査」(令和4年10月実施)の結果等により明らかとなった課題を踏まえ、市民の生活習慣病の発症や重症化を予防し、社会生活を営むうえで必要となる心身機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸をはじめとした、市民の健康増進の実現につなげることを目的とします。

※1 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

※2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を指しています。



2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけており、国の健康日本21（第三次）と第4次食育推進基本計画の内容を踏まえて策定しています。

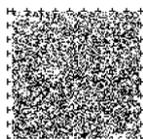
調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）では、それぞれ独立した計画として、体系を別々に策定していました。

調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）においては、市民の更なる健康意識の向上を図り、健康増進と食育推進を一体的に取り組んでいくため、2つの計画を一体的に策定したうえで、健康に関する分野、食育に関する分野の基本目標を設定する方向とします。また、これまで調布市民健康づくりプラン（第3次）で「食・栄養」として位置づけられていた内容については、食育に関する分野の基本目標に含めて推進していくこととします。

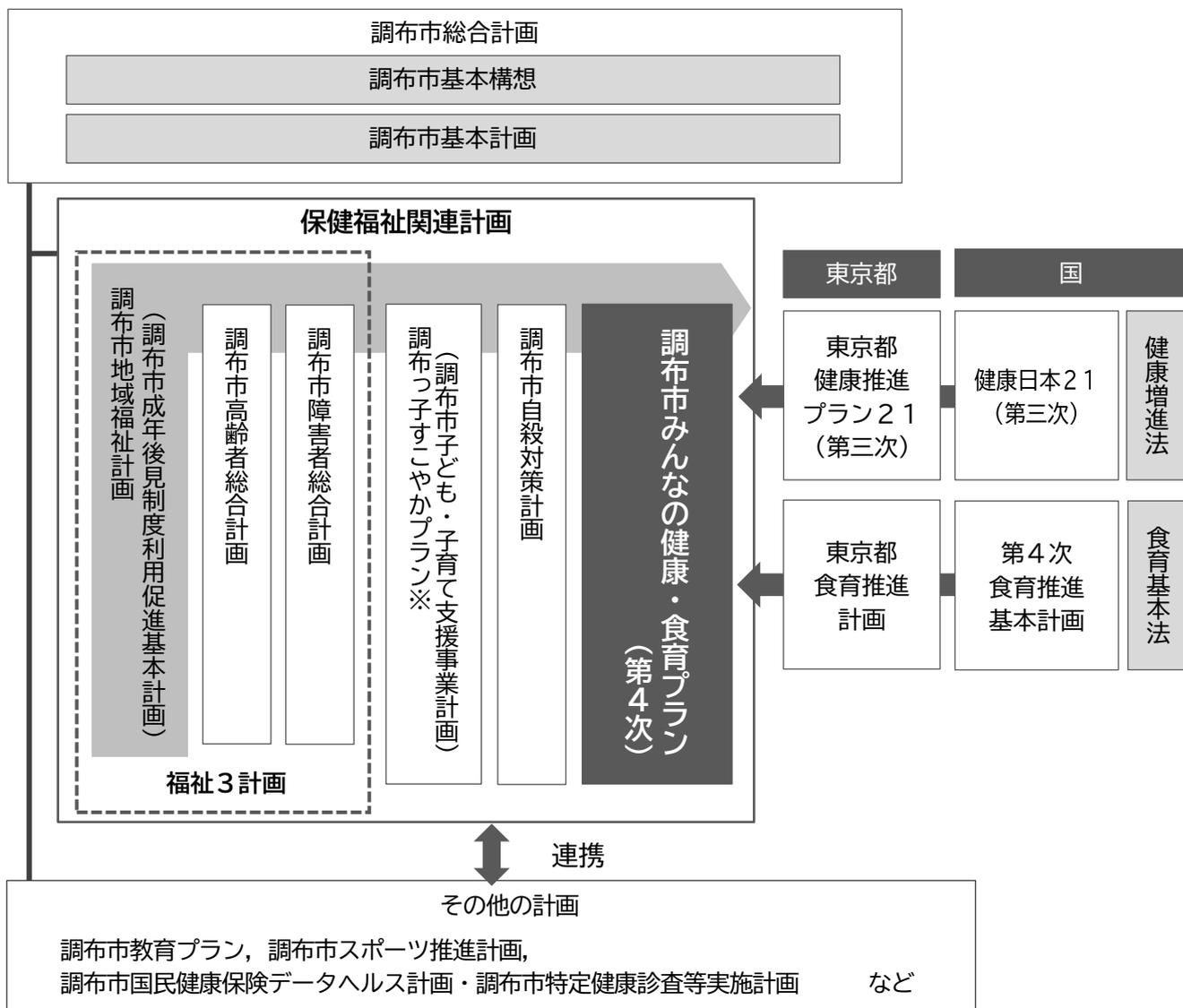
また、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、都道府県・市町村に対して自殺対策の施策に関する計画策定を求めており、東京都は平成30年6月に「東京都自殺総合対策計画」を策定しています。調布市は平成31年3月に「調布市自殺対策計画」を策定したことから、保健福祉関連計画の1つとして位置づけます。



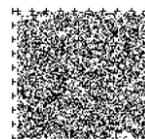
マスコットキャラクター「ふーちゃん」



【位置づけの体系図】



※「調布っ子すこやかプラン(調布市子ども・子育て支援事業計画)」は、自立促進計画及び母子保健計画、子どもの貧困対策計画、新・放課後子ども総合プラン、子ども・若者計画を包含しています。



3 計画の期間

令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間を計画期間とします。

	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
健康日本21	▶	▶ 第三次 ▶											
東京都健康推進 プラン	▶	▶ 第三次 ▶											
調布市基本構想	▶								▶				
調布市基本計画	▶ 前期 ▶				▶				▶				▶
調布市地域福祉 計画	▶	▶						▶					
調布市高齢者総 合計画	▶	▶						▶					
調布市障害者総 合計画	▶	▶						▶					
調布っ子すこやか プラン	▶		▶						▶				▶
調布市自殺対策 計画	▶		▶						▶				
調布市みんなの 健康・食育プラン	▶	▶ 第4次 ▶							▶				

